

〔別紙1〕 ※補助事業者の方に必要となる事務手続きがわかるよう、各補助金等に合わせて内容を書き換えてください。

鳥取県鳥獣被害防止総合対策交付金の事務手続きについて

1. 交付申請提出（各事務所長が別に定める日まで）

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

* 交付申請の取下げは申請書提出から20日以内に限り行うことができます。

2. 交付決定通知到着（交付申請から原則20日以内）

3. 事業開始 → 着手届提出不要

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了 → 完了届提出不要

※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出（完了・廃止・中止から15日以内又は完了年度の翌年度の4月5日まで※全額概算の場合は4月20日）

○実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

※支払いは概算払通知書に記載された支払時期に全額概算払いで行います。

資料提出・問い合わせ先

東部農林局事務所農業振興課（電話）0857-20-3557（ファクシミリ）0857-20-3561

東部農林事務所八頭事務所(鳥獣対策センター)（電話）0858-72-3821（ファクシミリ）0858-72-3823

中部総合事務所農林局農業振興課（電話）0858-23-3166（ファクシミリ）0858-23-3134

西部総合事務所農林局農林業振興課（電話）0859-31-9643（ファクシミリ）0859-34-1083

西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課（電話）0859-72-2007

（ファクシミリ）0859-72-2072